



病気の子どもの学びの場



病気の子どもの学びの場は、病気の状態や必要とする支援の内容等に応じて、小・中学校の通常学級や特別支援学級、高等学校、特別支援学校があります。これらの多様な学びの場は連続性のあるものにしていくことが大切です。

福島県内には、次のような学びの場があります。

小・中学校の通常の学級、高等学校

病気の子どもたちは、健康面や安全面等への配慮・支援を受けながら小・中学校の通常の学級や高等学校で学習しています。また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要な場合でも、学習環境の整備状況等により通常の学級で学ぶことができます。

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級

多くの場合は、入院はしませんが生活の管理を必要とする子どもが在籍しています。通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習とともに、自立活動として健康状態の維持・回復・改善や体力の回復・向上を図るなどの学習もしています。

特別支援学校(病弱)

県内には、病弱教育を行う特別支援学校が4校あります。小・中学校の通常の学級や高等学校とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習を行う学級と、子どもの病気の状態等に応じた授業内容、授業時間数による学習を行う学級があります。それぞれの学級では、自立活動の学習もしています。



[参考] 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育が制度化され、右記の取組が可能となりました。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型^{※1})の制度化
【全ての高等学校・特別支援学校高等部】
- ② オンデマンド型^{※2}教育の特例の創設
【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入
【特別支援学校高等部のみ】



※1 同時双方向型:学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※2 オンデマンド型:別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式